

外国人技能実習法が変わります！

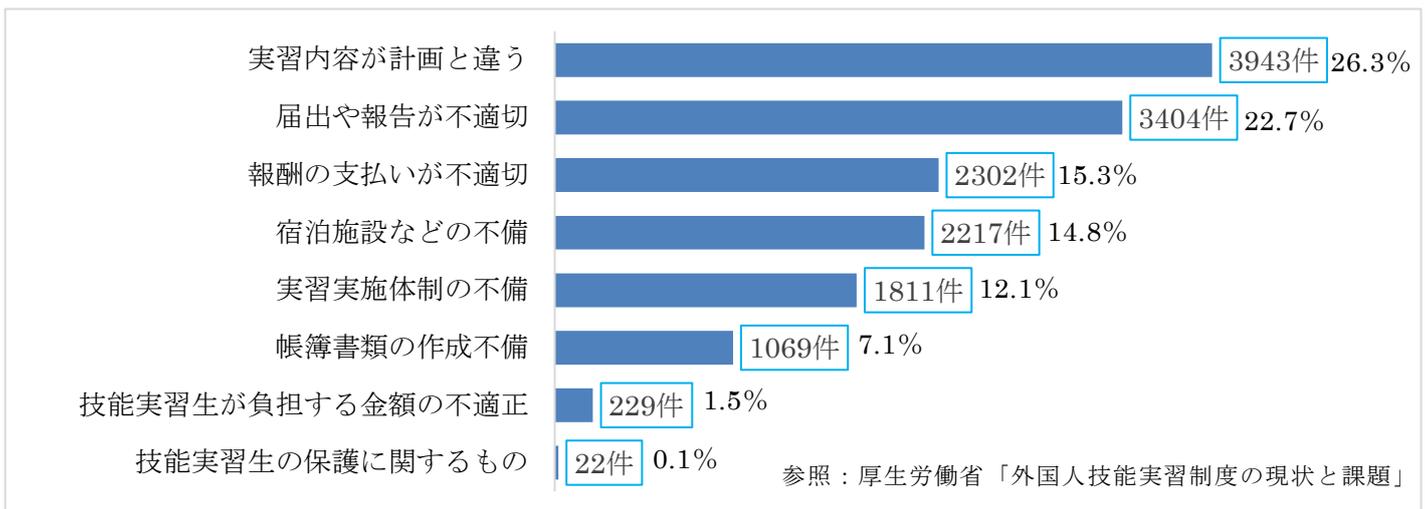
2024年6月、国会で外国人技能実習法が「育成就労・改正入管難民法」に変わる法律が成立しました。

1993年にスタートした技能実習制度は30年が経過し、現在412,501人の外国人技能実習生が日本で働いています。2019年4月からは永住権を獲得しやすい特定技能という新しい在留資格ができ、特定技能でも20万人を超える外国人が働いています。

技能実習生は技能実習法で定められ、「国際貢献のため、日本で一定期間（最長5年間）働きながら技能を習得し、開発途上地域等へ技能を移転することを目的とした制度」です。

しかし、国際貢献を目的とした技能実習制度は、日本の労働力不足の穴埋めに使われ、多くの課題が生じました。外国人を受け入れている民間企業の中には、「3年間は別の企業などに移ること（転籍）ができない」「来日する際、送り出し機関に手数料を支払うことで借金をかかえている」など、弱い立場の技能実習生に低賃金、劣悪な労働環境を押し付ける事例も多くありました。

外国人技能実習機構の現地調査での報告 「違反状況」



今回成立した「育成就労制度」は、従来の「技能実習制度」に代わる雇用制度で2027年より開始の予定です。その目的は“人材確保と育成”が中心です。技能実習制度は実習終了後「帰国」するのが原則でしたが、育成就労制度は外国人が地域に根付き、共生できる制度となります。育成就労の3年後、最長5年就労できる特定技能「1号」、その後、在留資格の更新に制限がない「2号」が取得しやすくなります。

■新法で何が変わるの？

	技能実習制度	育成就労制度
転籍	3年間は転籍できない	1~2年の就労後、日本語能力の習得と同じ職種を条件に転籍できる
入国時の手数料	外国人が送出国機関などに支払う	悪質な送出国機関を排除し、送出手数料の透明化により負担を軽減する

世界のフェスタ 《in 代々木公園》

7月

6 (土) 7 (日) [アラビアンフェスティバル](#)

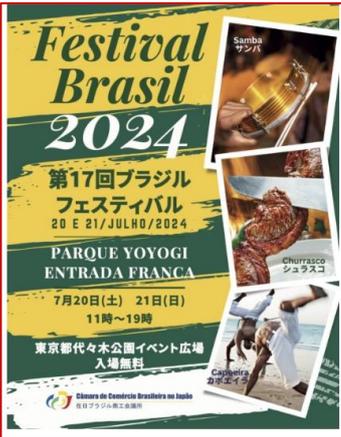
20 (土) 21 (日) [ブラジルフェスティバル](#)

20 (土) 21 (日) [ウクライナフェスティバル](#)

26 (金) 27 (土) 28 (日) [台湾フェスタ](#)

東京都渋谷区の代々木公園では世界の伝統的なお祭りや屋台の料理などが体験できるイベントを開催しています。

<https://www.yoyogikoen.info/>



9月

7 (土) 8 (日) [チャイナフェスティバル](#)

28 (土) 29 (日) [ナマステ・インディア](#)



8/3, 4 『上福岡七夕まつり』 福岡中央公園

9/8 『西公民館まつり』

今年も FICEC は「ピンボール」で参加します。
遊びに来てください！



夏休みの「国際子どもクラブ」



- 夏休みも FICEC で日本語の勉強をしましょう！
- 学校の宿題もためてしまうとたいへん！一緒にやりましょう。

日本語を勉強しよう！



FICEC の日本語教室はだれでも、予約なしで、気軽に参加できます。一緒に勉強をしましょう。

- 毎週
月曜日 10:00~11:30
木曜日 10:00~11:30
- 無料